

(平成29.2.7 総務局)

## 裁判所沿革誌第7巻の編さん作業について

## 1 基本方針

裁判所沿革誌は、第1巻から第6巻まで既に刊行されている。第7巻は、記録の連続性を勘案し、第6巻の編さん方針を踏襲して、平成19年1月1日から同28年12月31日までの10年間分の裁判所に関係のある事項を網羅的に暦年方式で集録する。

## 2 記事の収集及び編集

各局課等（2研修所及び図書館を含む。）において当該局課等関係事項の原稿作成、資料収集を行い、総務局においてこれを編集する（平成19年から平成27年までの原稿は、各局課等から総務局に提出済み。）。

## 3 掲載事項

- (1) 法律、政令、条約、規則、規程等の制定、改廃（担当 各局課等）
- (2) 委員会、審議会等の開催、委員の任免（担当 各局課等）
- (3) 最高裁判所長官等の任命、退官（担当 人事局）
- (4) 訴追、懲戒、叙勲等（担当 秘書課、人事局）
- (5) 会同等の開催（担当 各局課等）
- (6) 國際会議出席等（担当 秘書課）
- (7) 裁判官の各種研究等（担当 人事局、司研）
- (8) 司法修習生の修習等（担当 人事局、司研）
- (9) 庁舎等の新営等（担当 経理局）
- (10) 裁判所の行事等（担当 秘書課、広報課、総務局、司研、総研、図書館）
- (11) 著名判決等（担当 民事局、刑事局、行政局、家庭局）
- (12) その他（担当 各局課等）
- (13) 司法制度改革に関連する事項（担当 各局課等）
- (14) 付録（担当 各局課等）

#### 4 スケジュール

平成29年 2月上旬 平成28年分の原稿作成依頼（3月中旬提出期限）  
10月上旬 最終原稿を、審査室・総局会議に付議  
10月中旬 業者に原稿交付  
平成30年 3月中旬 刊行

#### 5 今後の原稿作成手順について

本巻においては、大部分の事務記録の保存期間が5年以下であることを考慮し、毎年、各局課等に対し、上記項目についての原稿作成を依頼してデータの蓄積を図ることとしたが、第8巻以降も同様の方針としたい。